

古紙等集団回収の手引き

～ 集団回収をみんなで行うために ～

1. 計 画

(1) 目的の確認

- 集団回収はみんなの協力があって初めて実施できます。
集団回収をみんなで取り組む意義と目的を確認しておきましょう
- ① 参加者のリサイクル意識を高める（子どもたちの資源に対する意識が変わる）
- ② 補助金を会の活動資金に活用する

(2) 役割の決定

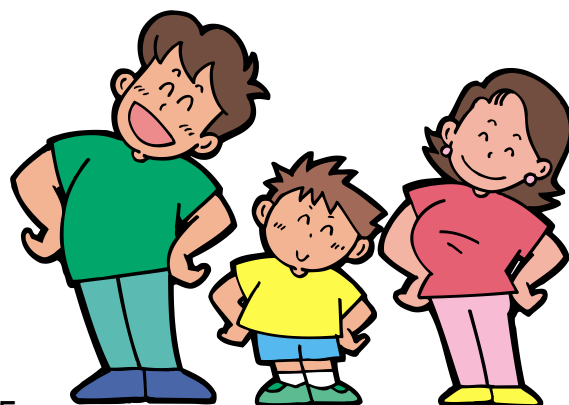
- 集団回収に取り組む際に必要となる役割には、①回収業者との連絡をとる係、②地域の方に協力をお願いする広報係、③補助金を申請する係、④回収場所で整理をする係などがあります。
- 一人でできることには限度があります。役割ごとに担当を決めて、負担が偏らないようにしましょう。また、役割ごとの担当者の交代などに関するルールもあらかじめ決めておきましょう。

(3) 集団回収の日時の決定

- 集団回収を行う日時や頻度は地域によって異なることでしょう。第何週の何曜日に行くか、年に何度行くか（毎月、2か月や3か月に1回など）を決めておきましょう。定期的にかつ無理のない頻度で実施することが継続して行うための方法です。
- 回収は地域の方が分かりやすく、覚えやすいよう、定期的を実施するようにしましょう。また、雨天時の対応をどうするかもあらかじめ決めておきましょう。

(4) 集積する場所の決定

- 集積する場所を一箇所にまとめるか、複数箇所に分散させるかは地域によって異なりますが、地域の皆さんにとって出しやすい場所を選ぶことが大切です。また集積場所まで持ち込めない高齢者に配慮することも大切です。



2. 準備

(1) 補助金を受けるため、団体登録をしましょう

- 市からの補助金を受けるためには、「古紙等集団回収登録」が必要です。
忘れずに登録しましょう。

(2) 回収業者の選定

- 資源回収の方法や買取の品目・単価は回収業者によっても異なります。
集めた資源物を引き渡す回収業者を選ぶ際には、複数の業者から話を聞くなどして決めるといいでしょう。

※回収業者は、リサイクル協議会に加入している下記8業者のみとなります。

那珂川市では次の古紙回収業者に協力いただいています。(50音順)			
業者名	電話番号	郵便番号	所在地
(有)遠藤産業	953-1877	811-1223	那珂川市大字上梶原 927-1
(有)三栄紙業	503-1846	816-0902	大野城市乙金 3 丁目 1-8
犬塚商店	584-6459	811-1322	福岡市南区弥永団地 22 棟 502 号
山貞商会	711-0213	810-0035	福岡市中央区梅光園 3 丁目 1-1-111
丸善紙料(有)	555-7211	811-1346	福岡市南区老司 5-15-33
(有)野田商店	503-0004	816-0912	大野城市御笠川 3 丁目 13-3
(株)角商店	574-5566	816-0874	春日市大和町 4 丁目 31 番地
福岡資源(株)	894-7171	819-0043	福岡市西区野方 7 丁目 925-8

(3) 回収業者との打ち合わせ

- 選定した回収業者の方と回収品目や回収日時、回収場所、資源物の受け渡し方法などの実際の手順、資源物の買取金額や売却金の振込方法などについても詳しく話し合しましょう。
- 回収業者との話し合いで決まったことは、担当者が代わっても引き継いでいけるように、文書にして残しておくとう便利です。

(4) 地域のみなさんへの周知

- 集団回収を実施する前に、地域のみなさんへ、回覧板や掲示板などを使って、回収品目・日時・場所・方法・担当者などを知らせましょう。地域によっては広報車を使ったり、戸別にお知らせしたりする方法も効果的です。

※市ホームページより「資源回収のチラシ」がダウンロードできます。ご活用ください。

- 住民の方に、あらかじめ年間の回収予定を知らせておくとう便利です。
- 回収活動を継続して行うことが地域の皆さんが協力する意識づけになります。

3. 実 施

(1) 回収場所の明示

- 回収場所にのぼり旗や看板などを立てて、回収場所であることがはっきり分かるようにしましょう。

(2) 回収業者への引き渡し

- 資源物を回収業者に引き渡します。
なるべく引き渡しに立ち会い、資源として出せないものや、より高価で引き取ってもらえる情報を教えてもらいましょう。なお、引き渡した資源の回収量は後日、明細書（仕切書）として送付されます。
- 回収業者から受け取った仕切書は、集団回収の量の証拠書類となります。市の補助金を受けるために必要な書類ですので、大切に保管しておきましょう。

(3) 回収成果のお知らせ

- 集団回収に取り組んだみなさんに回収の成果を報告しましょう。
集団回収によって、どれくらいの資源物が回収され、どれくらいの収益があったのかをお知らせすることで、さらにたくさん集める意欲を高めましょう。

4. 補助金・奨励金の申請

(1) 補助金の申請

- 仕切書を添付し、「古紙等集団回収補助金交付申請書」を那珂川市役所環境課へ提出します。申請があつてから 1 か月ほどで補助金をお支払いします。
- 補助金の申請は集団回収を実施してから、90 日以内に提出してください。
- 補助金の額

1kg につき 6 円

- 補助の対象となる資源物
新聞紙、雑誌・雑がみ、ダンボール、古布

(2) 奨励金の申請

- 3月下旬を目安に奨励金の申請書を代表者あてにお送りします。
指定された日までに提出をお願いします。
- 奨励金の額

年に 6 回～9 回集団回収を実施…1kg につき 2 円

年に 10 回以上集団回収を実施…1kg につき 3 円

